【冊子情報詳細】

様式ver.2.1

専門研修プログラム名	三枚橋病院・連携施設　精神科　　専門研修プログラム
基幹施設名	医療法人赤城会　三枚橋病院
プログラム統括責任者	花岡　直木

専門研修プログラムの概要	地域で精神医療の中核を担っている単科精神科病院を中心にローテーションする。そこでは地域の中で活動している様々なサービスに参加し、地域で生活する精神障害者への訪問診療についても経験する。精神科救急や措置入院患者への対応を通して一般的な精神科臨床の基礎を学ぶと共に、精神保健福祉法、医療観察法など精神科医が知っておかなければならない法律の知識を学習する。慢性期精神疾患の中には長期入院となった最重度の症例も含まれており、精神科医療が抱える様々な諸問題についても肌を通して体験することによって、これらの問題の解決には何が必要なのかなど、自ら学び考える態度を養うことになる。一方で、単科精神科病院では体験することができない身体科との協働作業やリエゾン・コンサルテーション症例、また特殊な疾患について学ぶこと、また基礎的な学術的素養を身につけるため、補完的に大学病院等での研修を行うことにしている。全プログラムを通して医師としての基礎となる課題探求能力や問題解決能力について、一つ一つの症例をとおして考える力を養う。また論文を集め症例発表し、それを論文としてまとめる過程を経験することで、様々な課題を自ら解決し学習する能力を身につける。認知行動療法や力動的精神療法を上級者の指導の下に実施し、心理学社会的療法、精神科リハビリテーション・地域精神医療を学ぶ。また児童・思春期精神障害およびパーソナリティ障害、アルコール・薬物依存症の診断・治療を経験する。	
専門研修はどのようにおこなわれるのか	１年目は指導医とともに面接、診断等の基本を学ぶ。２年目には、指導医の指導を受け、自立して、面接、診断と治療計画等の力を充実させ、その技法を学ぶ。３年目は、指導医から自立して診療できるようにする。	
	修得すべき知識・技能・態度など	研修期間中に以下の領域の知識を広く学ぶ必要がある。１．患者及び家族との面接２．疾患概念の病態の理解３．診断と治療計画４．補助検査法５．薬物・身体療法６．精神療法７．心理社会的療法など８．精神科救急９．リエゾン・コンサルテーショ ン精神医学10．法と精神医学11．災害精神医学12．医の倫理13．安全管理
	各種カンファレンスなどによる知識・技能の習得	診断書、証明書、医療保護入院者の入院届け、定期病状報告書、死亡診断書、その他各種の法的書類の記入法、法的な意味について理解し記載できるようになる。チーム医療の必要性について地域活動を通して学習する。また、院内では集団療法や作業療法などを経験することで他のメディカルスタッフと協調して診療にあたる。

専攻医の到達目標	学問的姿勢	専攻医は医学・医療の進歩に遅れることなく、常に研鑽自己学習することが求められる。患者の日常的診療から浮かび上がる問題を日々の学習により、解決の糸口を見つけようとする姿勢が求められる。すべての研修期間を通じて与えられた症例を院内の症例検討会で発表することを基本とする。その過程で過去の類似症例を文献的に調査するなどの自ら学び考える姿勢を心がける。また、興味ある症例については、学会・地方会等での発表や雑誌への投稿を進める。
	医師に必要なコアコンピテンシー、倫理性、社会性	日本精神神経学会や関連学会の学術集会や各種研修会、セミナー等に参加して 医療安全、感染管理、医療倫理、医師として身につけるべき態度などについて履修し、医師としての基本的診療能力(コアコンピテンシー)を高める機会をもうける。法と医学の関係性については日々の臨床の中から、いろいろな入院形態や、行動制限の事例などを経験することで学んでいく。地域連携をとおして社会で活躍する他職種の専門家と交流する機会が多くあり、その中で社会人として常識ある態度や素養を求められる。また社会の中での多職種とのチームワーク医療の構築について学習する。連携する医科大学では他科の専攻医とともに研修会が実施される。リエゾン・コンサルテーション症例を通して身体科との連携を持ち医師としての責任や社会性、倫理観などについても多くの先輩や他の医療スタッフからも学ぶ機会を得ることができ、社会人として常識ある態度が養われる。
施設群による研修プログラムと地域医療についての考え方	年次毎の研修計画	初年度は、基幹病院にてコアコンピテンシーの習得など精神科医師としての基礎的な素養を身につける。２年次は、研修連携施設である埼玉医科大学国際医療センターにてリエゾン・コンサルテーションを中心とした特殊な病態について学習する。併せて、上毛病院において精神疾患のみでなく身体疾患も診ることにより、精神疾患を主体とした総合診療を学習する。３年次には、基幹及び連携病院にて現場の実践を通じた精神医療の実際を学習する。
	研修施設群と研修プログラム	埼玉医科大学国際医療センター、医療法人中沢会上毛病院、多摩あおば病院と連携し、がん患者に対する心のケア、児童・思春期、認知症、その他精神疾患患者の身体合併症治療の研修を行う。
	地域医療について	精神疾患の患者が地域の中で治療を継続できるよう、行政及び隣接する救命救急基幹総合病院や地域の他科クリニック、精神科クリニック、訪問看護ステーション等と連携する。
専門研修の評価	評価体制としてプログラム統括責任者およびプログラム管理委員会で定期的に評価し、専攻医研修マニュアル及び指導医マニュアルにより評価時期を定め、総合的に評価する。	
修了判定	年に１回、各分野の自己評価を行い、年度末には研修を修了しようとする年度末には指導責任者及び委員会の総括的評価により判断する。	

専門研修管理委員会	専門研修プログラム管理委員会の業務	研修プログラム連携施設担当者と専門研修指導医で委員会を組織し、専攻医の研修状況について管理・改善を行う。			
	専攻医の就業環境	基幹施設の就業規則に基づき勤務時間、休日、有給休暇などを与える。　①通常勤務（日勤）９：００～１８：００（休憩休息１時間）②宿直勤務１７：００～翌９：００③休日･･･日曜日、国民の祝日（年間公休数は別に定めた計算方法による。年次有給休暇を規定により付与する。その他年末年始、夏季休暇、慶弔休暇、産前産後休業、介護休業、育児休業等の特別休暇については、就業規則の規定により請求に応じて付与できる。）④その他･･･それぞれの連携施設においては各施設が独自に定めた就業規定に則って勤務する。なお、自己学習日についてはいずれの施設においても出勤扱いとする。また、本プログラム参加中の者には精神神経学会総会、同地方会、日本精神科医学会等への出席に対し交通費を研修中の施設より支給する。			
	専門研修プログラムの改善	研修施設群内における連携会議を定期的に開催し、問題点の抽出と改善を行う。 専攻医からの意見や評価を専門医研修プログラム管理委員会の研修委員会で検討し、次年度のプログラムへの反映を行う。			
	専攻医の採用と修了	面談をもって行う			
	研修の休止・中断、プログラム移動、プログラム外研修の条件	育児介護休業法等の関係法令に基づき、個別に対応する。（令和３年度、４年度実績有）			
	研修に対するサイトビジット（訪問調査）	他の専門研修プログラム基幹施設と意見交換会の実施			
専門研修指導医 最大で10名までにしてください。 主な情報として医師名、所属、役職を記述してください。		村上忠（医療法人赤城会理事長・三枚橋病院院長）花岡直木（三枚橋病院副院長）大舘太郎（三枚橋病院医師）大西秀樹（埼玉医科大学国際医療センター包括的がんセンター精神腫瘍科教授）服部　真弓（医療法人中沢会理事長）服部徳昭（医療法人中沢会上毛病院院長）関口定（医療法人中沢会上毛病院副院長）、栗田篤志（多摩あおば病院副院長）			
Subspecialty領域との連続性		確認中			
	雇用形態：常勤・非常勤	常勤	常勤の場合、任期の有無		無
	給与：月額または年額いず	月額（円）	700,000	年額（円）	8,400,000
		当直手当	有		

<table>
<tr><td rowspan="11">専攻医の処遇（基幹施設）
（※任意記入）
(※新規申請の場合は必須)</td><td rowspan="3">諸手当：当直、時間外、賞与、その他</td><td>時間外手当</td><td colspan="3">有</td></tr>
<tr><td>賞与</td><td colspan="3">有</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="3">その他、住宅手当、通勤手当等。いづれの施設においても、就業時間が週40時間を超える場合は、専攻医との合意の上で実施される</td></tr>
<tr><td>健康保険（社会保険）：組合・共済・協会・国保</td><td colspan="4">協会</td></tr>
<tr><td>医療賠償責任保険の適用：病院加入・個</td><td colspan="4">個人加入</td></tr>
<tr><td>勤務時間</td><td colspan="4">9：00～18：00（休憩1時間）</td></tr>
<tr><td>週休</td><td colspan="4">週休2日制</td></tr>
<tr><td>休暇（年次有給・夏季休暇）
例；有給20日
夏季休暇3日な</td><td colspan="4">・日曜日、国民の休日、年末年始（12月29日～1月3日）
・有給10日（初年度）
・夏季休暇5日
・その他（慶弔特別休暇7日等）</td></tr>
<tr><td colspan="3">時間外勤務(時間外手当を給付するもの）：有・無</td><td>有</td></tr>
<tr><td>当直回数
例；月〇回、年〇回など</td><td colspan="4">月４回</td></tr>
<tr><td>勤務上限時間の設定：有・</td><td>無</td><td>有の場合</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>